

青字部分が新しく追加された補正情報です。

<講座用テキスト：労働編>

1. 労働基準法

◆誤記等訂正表

特になし

2. 労働安全衛生法

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
84	◆政令で定める有害業務（令 22 条）イ）の本文 2 行目 その後定期（ <del>3 月以内又は</del> 6 月以内ごとに 1 回）に行わなければならない。	その後定期（6 月以内ごとに 1 回）に行わなければならない。

3. 労働者災害補償保険法

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
130	ちょっとアドバイス 最後の□2 行目 令和 <del>3</del> 年 3 月 31 日をもって受付が終了し、～（後略）	令和 <u>4</u> 年 3 月 31 日をもって受付が終了し、～（後略）

4. 雇用保険法

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
27	「ちょっとアドバイス」の二段目 出題マーク「（令 3 択）」	出題マーク「（令 3 択）」を削除
44	行政手引 51254 の枠囲み内 【求職活動の回数】3 つ目の○3 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上</u> 行った実績を確認できた場合に、～（後略）	求職活動を原則 3 回以上（ <u>給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ）行った実績を確認できた場合に、～（後略）
72	ここで具体例①、図解の下の枠囲み 2 つ目の□2～3 行目 一連の期間を通じて、原則「 <u>3 回以上</u> 」 <u>行って</u> いけばよい。	一連の期間を通じて、原則「3 回以上」（ <u>給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ） <u>行って</u> いけばよい。

## 5. 労働保険徴収法

### ◆誤記等訂正表

特になし

## 6. 社労士過去問題 10 年網羅

### <Vol. 1>

#### ◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
243	No. 027 (H27-09A) 解説文 5 行目 法 12 条の安全管理者の規定を適用する。	法 12 条の衛生管理者の規定を適用する。
251	No. 042 (H29-10E) 解答 ×→○ 根拠条文追加 <u>特化則 27 条</u> 解説文 ( <u>差替え</u> )	<u>出題当時（改正前）は、「作業主任者の選任規定はなかったが（解答は「×」）、現行（令和 4 年 4 月 1 日から）では、溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（屋内において鋼材をアーク溶接する作業はこれに含まれる）については、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</u>

### <Vol. 2>

#### ◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
143	No. 276 (H29-03 ア) 解説文 3 行目 <u>「通勤災害」</u> の場合も適用され、～（後略）	<u>「複数業務要因災害」</u> 及び「通勤災害」の場合も適用され、～（後略）
167	No. 334 (H27-06 オ) 解説文 1 行目 障害（補償）等給付及び遺族（補償）等年金を受ける権利～（後略）	障害（補償）等給付及び遺族（補償）等給付を受ける権利～（後略）
203	No. 062 (R03-02B) 根拠条文 法 10 条の 3、 <del>行政手引 53105</del> 解説文 ( <u>差替え</u> )	法 10 条の 3 第 1 項 <u>失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付でまだ支給されていないものがあるときは、一定の</u>

		遺族が「自己の名」で請求することができるのであって、「死亡した者の名」で請求するのではない。
220	No. 106 (H28-03 イ) 問題 4 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上行った実績</u> を確認できた場合に、～ (後略)	求職活動を原則 3 回以上 ( <u>給付制限期間が 2 か月の場合は、原則 2 回以上</u> ) 行った実績を確認できた場合に、～ (後略)
303	No. 301 (H29-06A) と No. 302 (H29-06C) 根拠条文 法 61 条の 4 第 1 項	法 61 条の <u>7</u> 第 1 項